

学会名称の変更の提案と提案に基づく投票のお願い

日本民族衛生学会評議員会

日本民族衛生学会会員各位：

本学会において、会の名称について長い間議論が行われてきたことは、多くの会員が知るところと思います。「学会活性化ワーキンググループ (WG) (門司和彦座長)」およびこれを引き継いだ「学会のあり方に関する WG (横山和仁座長)」は、3年度に渡る議論の中で名称変更についても検討し、昨年2-3月には会員の皆様からの意見収集も行い、昨年11月の弘前での第80回総会時における幹事会・評議員会で、名称変更の提案が行われました。

この提案について両会で議論を行った結果、WGの原案に若干の修正を加えた修正案について、全ての会員による投票を実施し、学会名称の変更の賛否を問うことが、最高議決機関である評議員会において承認されました。

ここに、学会名称の変更の提案、および提案の理由(主として「あり方WG」で検討)、また投票方法を含む審議方法についてお知らせいたします。学会のアイデンティティとも言える学会名称の変更という重要事項ですので、できるだけ多くの方からのご意見を反映したく、投票へのご参加をお願いする次第です。

1. 提案する新名称：

学会名称：日本健康学会 (現：日本民族衛生学会)

学会誌名称：日本健康学会誌 (現：民族衛生)

2. WGによる提案の理由：

WGの議論において、現行の名称については、以下のような問題点が指摘されました。(1)「民族衛生」という言葉がどのような研究と結びつくのかが、少なくとも非会員には伝わりにくい。(2)「民族」という言葉自体に強い違和感を持つ人は減ってきていると思われるが、名称の先頭に「日本」がつく「日本民族」が誤解を招く可能性は大きい。なお、日本医学会連合の全ての分科会の名称は「日本」で始まることになっている。(3)名称の英文と和文が乖離している。

これらを踏まえ、WGでは新たな名称が備えるべき条件として、(1)研究内容が伝わりやすい名称であること、本学会が、社会医学系学会のなかにあつて、(2) 包括的な研究の視点を重視するという特徴を反映する名称であることを挙げ、かつシンプルで、日英の名称に大きな乖離のない名称を検討しました。検討の結果、「健康」は、広範囲の事象を包括するとともに、研究対象のイメージが伝わりやすいということで、この語を含むシンプルで受け入れられやすい名称として、上記1の名称が提案されました。なお、冒頭の「日本」は、日本医学会(連合)の全ての分科会名称に付けられているものです。また、日本医学会加盟分科会の名称で「健康」を含むものは皆無で、類似する既存の学会として「日本健康科学学会」、「日本健康医学会」があるものの、いずれも日本医学会には加入していません。

なお、学会事務局で日本医学会に確認したところ、以下の条件を満たせば、分科会の名称変更には特に問題はなく、評議員会・総会における承認事項となるとのことです。(1)学会の活動内容が大きく変わらない、(2)「日本」から始まる名称である、(3)加盟分科会の中に紛らわしい名称の分科会がない。

3. 弘前大会（幹事会・評議員会および学術サロン）における議論：

WG 提案に基づいて議論が行われ、以下のような意見が出されました。「学会名称は外部へのアピールでもあり、誤解を生じない名称は重要」「長く慣れ親しんだ名称であり変更は忍びないが、誤解・若い人への入会の勧誘などを考えると新名称を考える時期ではあろう」「日本衛生学会など、4つの学会が衛生を含む名称を持って活動してきた経緯を考えると、衛生という名称は残したい」「英文名称をうまく表現するような名称を考えることが必要ではないか」。このような多様な意見があることを踏まえた上で、1に示した新名称について、全ての会員に賛否を伺うという庶務幹事会からの提案が評議員会において可決されました。さらに、評議員会に出席されなかった評議員の意見も伺った上で、会員投票を行うことを決定しました（欠席された評議員の方1名からも上記同様のご意見が寄せられたことを追記いたします）。

なお、WG 提案には、学会および学会誌の英語名称も含まれていましたが、弘前での評議員会及び理事会において、英語文献データベースに登録されているのではないかと、など多くの論点が挙げられたこともあり、日本語名称についての投票結果を待って、あらたに検討を行うこととしました。

4. 新名称についての会員投票の実施について

以上の議論に基づき、学会名称については以下の方法で会員の意思表示に基づいて決定することとしました。

- (1) 本文章を「民族衛生」次号にも掲載し、新名称の検討と決定の手続きについて周知する。
- (2) 平成27年度会費納入済の全会員を対象として、投票用紙を郵送する。投票期間は、投票用紙の発送から概ね3週間とし投票案内に締切日を明示する。
- (3) 下記のような投票用紙で投票を行う。

A・B いずれかで、好ましいセットの記号を○印で囲んでください。

A. 変更しない（学会名称を日本民族衛生学会、学会誌名称を民族衛生とする）

B. 変更する（学会名称を日本健康学会、学会誌名称を日本健康学会誌とする）

- (1) 投票管理委員会は開票を行い、投票数を集計する。
- (2) 管理委員会の報告に基づき幹事会を招集し、A・B いずれかで得票数の多いものを新名称候補とする。得票同数の場合は幹事会において審議し、候補を決定する。
- (3) 新名称候補については、次期総会（平成28年11月・東京）の評議員会の承認を経て正式に決定する。決定内容は、学会誌および学会ホームページに掲載する。

追記：投票管理委員会

上記の投票の実務（投票用紙の発送と回収、開票）を担当する。委員は3名とし、1名以上を幹事の中から選ぶ。ただし、2つのWGのいずれかにメンバーとして参加した幹事は除く。選出は幹事会が行う。委員の互選により委員長を定める。

なお、上記についてご不明な点、お尋ねになりたい点がある場合は、学会事務局までメール（jshhe@humeco.m.u-tokyo.ac.jp）にてご連絡をお願いいたします。

以上

この願いは、学会ホームページにも掲載の予定です。

会則・細則の改正案について

会員各位：

日本民族衛生学会は、これまで次ページの極めて簡単な会則に従って運営されてきました。これだけの条文で今日まで大きな混乱もなく運営されたことは、諸先輩のご尽力に加え、本学会が小回りのきく学会でもあり、会員の自主的ガバナンスの下、自由な雰囲気でも活動を続けてきたことの証でもあります。しかし最近、倫理・COI、広報はじめ学会としての業務が増え、現行の体制では運営が難しくなってきた上に、学術会議はじめ学術団体においても法人化が進み、法人化しない場合もガバナンスを整備することが求められるようになってきています。こうした事情を踏まえ、「活性化ワーキンググループ (WG)」(門司和彦座長・長崎大)の2年にわたる議論の結果のひとつとして、学会運営体制を見直すことが提言(2014, 筑波大会)されました。これを受けた「あり方WG」(横山和仁座長・順天堂大)において、本学会の運営体制と会則案が具体的に詰められ、年次総会における幹事会・評議員会で審議(2015, 弘前大会)されました。その結果、会則・細則の整備については、原案を会員の方に見ていただき、ご意見も反映させた上で、本年11月の年次総会(東京)に諮ることとなりました。すなわち、

- ・2016年1～4月：会則(案)・細則(案)を「民族衛生」誌の1, 2号に掲載し、意見・コメントを募る。寄せられた意見については、幹事会で検討、必要に応じて修正を行う。修正版は可能な限りホームページおよび民族衛生誌に掲載し、会員の方が参照、コメントできるようにする。
- ・2016年11月の年次総会(東京)において最終案を提示、審議を行い、新会則として決定する。

巻末に付した会則・細則の案については、お時間のある時に是非一度お目通しいただきたいと思います。現行体制からの主要な変更点を挙げると、

- ・幹事・幹事会体制を理事・理事会体制とし、理事の中から理事長を選出する。
- ・理事会に総務、編集、広報、倫理などいくつかの部門を設けて、業務を分担する。
- ・研究活性化のために連携研究会を設ける。
- ・学生会員という区分をあらたに設ける(当面、年会費を一般会員の半額とする)。
- ・会計年度の開始を現行の1月から4月に変更する。

などです。

また、これらの会則・細則の案についての、ご質問・ご意見は随時、学会事務局 <jshhe@humeco.m.u-tokyo.ac.jp>にお寄せください。

どうぞよろしく願いいたします。

(庶務幹事)

このお知らせは、学会ホームページにも掲載の予定です。

日本民族衛生学会会則（現行）

1. 本会は日本民族衛生学会と称する。
2. 本会の目的は民族衛生学の進歩発展を期するにある。
3. 本会の入会は評議員の紹介を必要とする。
4. 本会は毎年1回総会を開く。総会の開催に先立つて、全国の会員に通知して演題の募集をする。なお、各地方において適宜地方会を開くことが出来る。
5. 本会は雑誌「民族衛生」を発行する。これに会員の原著を掲載し総会並びに地方会の抄録を載せる。雑誌発行に関する規定は別に定める。
6. 会員は会費として年額7,000円を負担する。会員は本会雑誌に投稿し、業績発表の会合に出席し学術報告をすることが出来る。
7. 本会は学会長1名、名誉会員、幹事、監事及び評議員を各若干名置く。
8. 学会長は、評議員会に於いて、評議員の中から選出する。学会長は本会を代表し、会務を総括し、総会開催事務を取り扱う。
9. 名誉会員は、評議員会によって選ばれる。名誉会員は会費を免除される。
10. 幹事は、評議員会の互選による。幹事は庶務、会計、編集、渉外等のほか、会長を補佐し評議員会開催の時以外の緊急の事務を処理する。幹事は会計監事を兼ねることはできない。幹事の任期は3年とし、重任を妨げない。
監事は評議員会で選任され、学会の会務を監査する。
11. 評議員は評議員会によって会員の中から選ばれる。評議員会は学会長、幹事、監事、評議員を選出し、名誉会員を選び、次期総会開催地を決定するほか、本会の一般事務について評議する。
12. 本会の事務報告は総会のほか、雑誌「民族衛生」に発表する。
13. 本会の事務年度は1月1日から12月31日までとする。
14. 本会の事務所は、別に定める。

註) 6. は平成4年1月1日より実施

日本民族衛生学会（日本健康学会）会則（案）（2015年10月庶務幹事作成）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本民族衛生学会（日本健康学会）と称する。

- 2 本会の英語の名称は、The Japanese Society of Health and Human Ecology (Japan Society of Health) とする。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

- 2 本会は、評議員会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

（目的）

第3条 本会は、人間の健康を環境および社会・文化と関連づけて理解する包括的医学研究を発展させ、広く日本および世界の人びとの健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 研究発表、討論および講習などの会合の開催
- 2 機関誌および図書などの刊行
- 3 会員相互の交流の推進
- 4 研究の奨励および研究業績に対する表彰
- 5 内外の研究者および学術団体などとの交流および協力
- 6 その他、本会の目的の達成に必要と認められる活動

第2章 会員

（種別）

第5条 本会に、通常会員、学生会員、賛助会員、名誉会員を置く。

（資格および入会）

第6条 前条の各会員の資格および入会は以下の定めによる。

- 1 通常会員 本会の目的にかなう活動を行う個人で、評議員会において承認された者
- 2 学生会員 本会の目的にかなう活動を行う大学院・大学・短期大学・専門学校などの学生・生徒で、評議員会において承認された者
- 3 賛助会員 本会の目的に賛同し本会の事業に協力することが、評議員会において承認された個人または法人などの団体
- 4 名誉会員 本会の活動への功績が顕著で、理事会において推薦され評議員会において承認された者

（会費）

第7条 通常会員、学生会員、賛助会員は、別に定める細則に基づき会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は会費の納入を要しない。

（退会）

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が以下の項に該当するときは、理事長は評議員会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- 1 長期にわたり会費を滞納した場合
- 2 評議員会において、本会の会員として不相当と認められた場合

第3章 役員

(種別と人数)

第10条 本会に、以下の役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 評議員 人数に定めを置かない
- 3 理事 15名以内
- 4 監事 2名

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- 1 理事長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 評議員は評議員会を組織し、本会の会務・運営などに関する審議・決定を行う。
- 3 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監査は、会計および財産の状況と会務執行について監査する。

(役員を選任)

第12条 役員を選任は、以下のとおりとする。

- 1 評議員は、通常会員の中から理事会において推薦され評議員会において選任される。
- 2 理事および監事は、評議員の互選によって選任される。
- 3 理事および監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事長は、理事会において選出され評議員会において承認される。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- 1 評議員には、任期を定めない。
- 2 理事および監事の任期は1期3年間とし、連続して2期6年間を超えることはできない。

(役員を解任)

第14条 役員が以下の項に該当するときは、評議員会の議決により解任される。

- 1 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- 2 職務上の義務違反その他、役員にふさわしくない行為が認められたとき。

第4章 評議員会

(権能)

第15条 評議員会は、本会の最高決定機関として以下の事項を議決または承認する。

- 1 事業計画・事業報告および収支予算・収支決算
- 2 理事および監事を選任または解任、ならびに理事長の承認
- 3 総会を主宰する会長の選任

- 4 会員の入会および除名
- 5 会則の変更
- 6 その他、本会の会務にかかわる重要な事項

(開催と召集)

第16条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 定時評議員会は、年に1回開催される。
- 3 臨時評議員会は、理事会が必要と認めたとき、または通常会員の5分の1以上から請求があったとき、理事長が会議の主たる内容を評議員全員に通知して開催される。

(定足数と議決)

第17条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席をもって開会される。

- 2 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選される。
- 3 評議員会の議決は、出席評議員の過半数をもってなされる。

(議事録)

第18条 評議員会の議事録は、当該評議員会の議長および選任された2名の議事録署名人の署名捺印を必要とする。

第5章 理事会

(機能)

第19条 理事会は、以下の会務を執行する。

- 1 事業計画および収支予算の作成ならびに事業報告および収支決算の報告
- 2 理事長の選出
- 3 評議員会が議決した事項の執行
- 4 評議員会に付議する事項の決定
- 5 その他、本会に必要とされる会務の執行

(開催と召集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 定時理事会は、年に2回開催される。
- 3 臨時理事会は、理事長あるいは過半数の理事が必要と認めたときに開催される。

(定足数と議決)

第21条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって開会される。

- 2 理事会の議長は理事長が務める。
- 3 理事会の議決は、出席理事の過半数をもってなされる。

(決議の省略)

第22条 理事長が提案した事項について、議決にかかわることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすものとする。

(議事録)

第23条 理事会の議事録は、理事長を含む出席した2名以上の理事の署名捺印を必要とする。

- 2 前条に基づく書面または電磁的記録による決議がなされた場合の議事録は、理事長を含む2名以上の理事の署名捺印を必要とする。

(理事の会務の分掌)

第24条 理事の会務の分掌は、別に定める細則による。

第6章 連携委員会

(設置および運営)

第25条 本会に、多角的・総合的な研究活動の推進を目的とする連携委員会を置くことができる。

2 連携委員会の設置および運営は、別に定める細則による。

第7章 会計

(収入)

第26条 本会の会計は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、別に定める細則による。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第28条 本会の事業計画書および収支予算書は、理事長が当該事業年度開始前に作成し、評議員会で承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第29条 本会の事業報告書および決算書は、理事長が当該事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、評議員会で承認を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、理事会の指示のもとに行う。

第9章 会則の変更

(会則の変更)

第31条 本会則の変更は、表銀会において出席評議員の過半数をもってなされる。

第10章 雑則

(細則の制定)

第32条 本会則に定めるもののほか、理事会は本会の会務の執行に必要な事項を細則として定めることができる。

2 理事長は、理事会が新たな細則を定めた場合あるいは細則を変更した場合、直近の評議員会で報告しなければならない。

以上

日本民族衛生学会（日本健康学会）細則（案）（2015年10月庶務幹事作成）

（総会）

第1条 総会は年に1回開催され、会員の研究発表、学術講演、シンポジウムなどとともに、定時評議員会および関連する会合などを行う。

2 総会は、会員の中から評議員会で決定された者が会長となり主宰する。

（会費）

第2条 当分の間、入会金は徴収しない。

第3条 会費は、以下のとおりとする。

1 通常会員 年額 7,000円

2 学生会員 年額 3,500円

3 賛助会員 年額 1口 10,000円

第4条 会費の納入は、当該年度の6月末日までになされなければならない。

2 年度の中途入会者の会費は全額とする。

3 年度の中途で退会または除名されても、その年度の会費は返還されない。

（理事の会務の分掌）

第5条 理事会は、本会の会務を遂行するために、総務、倫理・COI、編集、広報・渉外、その他必要と認められる部門を置き、理事長を除く理事から1名ないし若干名の担当理事を定める。

2 前項に規定される担当理事は、会務の執行を補佐する幹事を会員の中から委嘱することができる。

（部門別担当事項）

第6条 総務部門の担当事項は以下のとおりとする。

- 1 会員の入退会に関する事
- 2 評議員会および理事会に関する事
- 3 事務局に関する事
- 4 予算および決算に関する事
- 5 理事の選挙に関する事
- 6 会長候補の推薦に関する事
- 7 連携委員会の活動の調整に関する事
- 8 その他、理事長が必要と認める事

第5条 倫理・COI部門の担当事項は以下のとおりとする。

- 1 会員の研究の遂行および成果の公表における倫理に関する事
- 2 会員の研究の遂行および成果の公表におけるコンプライアンスに関する事
- 3 その他、理事長が必要と認める事

第6条 編集部門の担当事項は以下のとおりとする。

- 1 学会誌の企画、編集、出版および配布に関する事
- 2 著作権に関する事
- 3 優秀論文賞などの表彰に関する事
- 4 その他、理事長が必要と認める事

第7条 広報・渉外部門の担当事項は以下のとおりとする。

- 1 本会のホームページの運用に関する事

- 2 会員の増強に関すること
- 3 名簿の作成・配布に関すること
- 4 対外的な広報および各種団体との連絡調整に関すること
- 5 その他、理事長が必要と認めること

(連携委員会)

第10条 連携委員会の設置および運営は以下のとおりとする。

- 1 連携委員会の設置は、本会の3名以上の会員が連名で、当該連携委員会の名称・趣旨・代表者・連絡先・活動内容などを記した申請書を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 2 連携委員会の活動に、本会会員以外が関わることを妨げない。
- 3 理事会は、新たな連携委員会の設置を認めたとき、本会のホームページで公表するとともに、直近の評議員会で報告しなければならない。
- 4 連携委員会代表者から経費の補助などの要請が理事会に提出されたとき、理事会は速やかに判断し、連携委員会代表者に文書で回答するとともに、本会のホームページで公表し直近の評議員会で報告しなければならない。